

回 答

20番 長田 吉信 議員

押印の必要性など、押印についての認識についてお答えいたします。

押印の必要性につきましては、文書作成者等の真正性担保、文書作成の真意の確認、文書内容の真正性担保が考えられます。

押印廃止をはじめとした規制・制度の見直しに関する認識と本市における対応についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置された規制改革推進会議は、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、書面主義・押印原則・対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでいます。

本市におきましても、国の取組に準じた対応が必要と認識しており、行政手続の書面主義・押印原則・対面主義の見直しを行うことで、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、本市の業務そのものの見直しや効率化を図ることができると考えております。

また、押印廃止等を実施することは、市民の行政手続の簡素化、利便性の向上につながるとともに、市民への行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものであり、本市においても、国・県の対応を踏まえ、その取組に準じた対応を実施するよう調整・検討を行い、必要な見直しに取り組んでいるところです。

本市における押印廃止の対象リストの作成や、様式の洗い出し作業についてお答えします。

本市におきましては、国における規制・制度の見直しの動きを受け、国の法令等に基づく文書を含めた市民等に押印を求めている様式に関して、既にその行政手続や様式の所管課において、押印の根拠となる法令等について、調査・整理を行っているところであります。

このように、様式等の調査・整理を実施することで、法令改正等に速やかに対応したいと考えております。

デジタル化によるオンライン申請に係る認識についてお答えします。

本市では既に 27 業務においてオンライン申請を導入しておりますが、新たに 8 業務において導入を進めているところです。

これまで本市へ提出されたオンライン申請の件数は、平成 29 年度が 1,746 件、平成 30 年度が 2,613 件、令和元年度が 4,632 件と年々増加しております。

オンライン申請は、市民の利便性の向上や行政の効率化に資するものと考えていることから、今後も、国等の動向を踏まえつつ、その拡大を図ってまいります。

次に、「マイナポータルびったりサービス」の活用状況と今後の取組についてお答えします。

「マイナポータルびったりサービス」は、平成 29 年度に国が整備した、行政手続の一部について

回 答

検索及びオンライン申請を行うことができる機能であり、子育て、介護、被災者支援の分野における申請が主なものであります。

この「ぴったりサービス」については、既に、児童手当の現況届、児童扶養手当の現況届及び保育所の利用申込等の子育て関連の手続の一部で活用しており、現在、新たに介護関連の手続についても、その活用に向けた準備を進めております。

一方、本市では、平成 18 年度から県内市町共同利用による「しずおか電子申請サービス」を通じてオンライン申請の大半を提供していることから、今後「しずおか電子申請サービス」及び「ぴったりサービス」の双方を活用しながら、更なるオンライン申請の拡大を図ってまいります。

生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の認識について、お答えします。

この制度は、コロナ禍における収入の減少に伴って生活に困窮する市民の住まいを確保し、安定した生活基盤のもと、自立に導く重要な支援策であります。

今年度は、コロナの影響を踏まえた支給要件の緩和により、10 月末までで 136 件の申請があり、前年度の総数 14 件を大きく上回って活用がされております。

さらに、本市では、受給者の方々の早期の再就職を促進するため、独自の「住居確保給付金受給者応援事業」を 11 月から実施し、経済的な支援とともに、住居確保就労支援員等による相談支援を強化して鋭意取り組んでいるところであります。

次に、住宅セーフティネット制度の活用についてお答えします。

住宅セーフティネット制度は、自力では住宅を確保することが困難で特に配慮を要する方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した規模や構造を有する住宅を確保する仕組みであります。

人口減少社会を迎え、空き家等は増加しており、これを利活用して、住宅確保要配慮者の居住安定策に結びつけることが有効であることから、平成 29 年の法改正によってこれらをセーフティネット住宅として登録する制度が創設されました。

制度の活用にあたりましては、住宅確保要配慮者の入居に対し、家賃の未納や住宅価値の低下への懸念などのデメリットがあることから、登録住宅が増加しない傾向にあるものと考えております。

こうした状況から、県内では 138 戸、本市では 1 戸の登録に留まっており、本市では、活用された実績はありません。

次に、居住支援の取組についてお答えします。

本市では、空き家対策をより効果的に実施していくため、実態調査を行った上で空家等対策計画を策定し、その利活用や流通の促進に取り組んでおります。

空き家の多くは、老朽化に加え、耐震性が低いものもあることから、その利活用が大きな課題となっております。

回 答

セーフティネット住宅の登録には、その規模や構造について一定の基準があり、耐震性を有することが要件となっております。

このため、今後、空き家の実態調査を行う場合には、建物の整備状況を十分に見定めた上で、所有者にその制度の周知に努めるとともに、登録の意向把握に努めてまいりたいと考えています。なお、制度活用につきましては、住宅確保要配慮者の状況を注視し、福祉部局などとの連携を図る中で、公営住宅の入居状況を含め、居住支援の需要を見極めながら、検討してまいります。